

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第60条 監視測定設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料19-8
提出年月日	令和5年7月12日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-01	1	取り纏めた資料-1/補足-120) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策において、女川・KKがカバーの交換に対して、泊は除染とするのであれば、その対策の同等性及び妥当性を説明すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	泊においても、女川・KKと同様カバーの交換を行うことで対応することに方針を変更し、資料を修正した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r. 6.0）」 p. 60-6-35 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1.0）」 p. 60-補足-108, 122, 194~195	
221216-02	2	海側に設置する可搬型モニタリングポストについて、周辺監視区域境界付近に設置する必要性（原災法10条との関係及び新規制基準における監視測定の要求事項を踏まえた設置の考え方）、津波発生時の設置場所の判断、防潮堤の計測結果への影響を総合的に勘案の上、設置場所を防潮堤の外側に設定することの妥当性を説明すること。（設置場所について原災法との関係を示すため、周辺監視区域を可搬型モニタリングポストの配置図に掲載することも検討すること。）	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置許可基準規則第60条に基づき設置するもので、原子力災害対策特別措置法第10条、15条の通報に必須な設備ではないが、設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報を行うことから、原子力災害対策特別措置法第10条、15条で想定してる発電所敷地境界付近に設置することを原則とする。 また、その場合の防潮堤の計測への影響として感度の低下を考慮しても計測が可能である。ただし、津波影響等により当該箇所への移動ルートが通行できない場合及び発電所前面海域に津波注意報が発生している場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 また、まとめ資料に周辺監視区域を示した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 60条（SA60H r. 6.0）」 p. 60-6-69~73 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1.0）」 p. 60-補足-155~159	
221216-03	3	可搬型モニタリングポストを防潮堤の外側に置くかどうかの判断基準（優先順位）に関して手順に反映すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	「泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等）」のID：221216-27にて回答		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-04	4	比較表 13ページ) 屋外アクセスルートに関する記載について、基準適合を示すための図面等に反映することを検討すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	設置許可申請書の添付書類八に記載する図面にアクセスルート上に設置する場合の設置位置を記載した。 また、同様の修正を補足説明資料の配置図にも展開した。	第443回ヒアリング 資料7-1-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.17 監視測定設備【60条】（SA60 r.6.0）」 p. 60-12 第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 60条（SA60H r.6.0）」 p. 60-2-1 第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r.6.0）」 p. 60-20 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r.1.0）」 p. 60-補足-20, 30	
221216-05	5	先行審査における、防潮堤の外（津波の浸水域）に可搬型モニタリングポストを設置する事例の有無について示すこと。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	先行審査においては、大飯3/4号炉の一部の可搬型モニタリングポスト設置場所が津波浸水範囲に設定されていることを確認した。 ただし、地震などでアクセスできない場合は設置場所を変更する方針を示している（泊3号炉も同様）。	第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r.6.0）」 p. 60-20	
221216-06	6	比較表13ページ) 女川と差異がある蓄電池「等」について、等の内訳を具体的に差異理由に記載すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	「等」の内訳を具体的に相違理由に記載した。	第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r.6.0）」 p. 60-13 p. 60-添付-14	
221216-07	7	比較表 添付-12ページ) 記載を適正化すること。 （「緊急時対策建屋」⇒「緊急時対策所」）	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	記載を適正化した。	第443回ヒアリング 資料7-1-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.17 監視測定設備【60条】（SA60 r.6.0）」 p. 添60-9 第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r.6.0）」 p. 60-添-12	
221216-08	8	比較表 添付-19) 相違理由には、相違の事実ではなく、相違の「理由」が分かるように記載すること。（水平展開要）	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	相違理由が分かるよう、以下の通り記載した。 「電離箱サーベイメータについては、線量率についての上限（10-1Gy/h）を記載すべきであるため、泊では段落を変え記載している。」	第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r.6.0）」 p. 60-添付-19	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-09	9	比較表 添付-16) 泊にはデータ移送機能の確認について記載しているが、同様の内容を大飯と泊は60-14ページに記載している旨を差異説明に示すこと。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	相違理由欄に、大飯も同様の内容を60-14ページに記載している旨を記載した。	第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2. 17 監視測定設備【60条】（SA60-9 r. 6. 0）」 p. 60-添付-16	
221216-10	10	比較表 補足-37) 図に電源部を示すこと。その他の図も女川と同等の情報量になっているか確認の上、適正化すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	可搬型モニタリングポストについて、電源部を示すとともに可搬型ダスト・よう素サンブラ及び可搬型気象観測設備についても情報を追記した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 60条（SA60H r. 6. 0）」 p. 60-3-1, 2, 9 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1. 0）」 p. 60-補足-37~38, 46, 49~50	
221216-11	11	比較表 補足-49) 小型船舶にモータが付いているのであれば、先行実績と同様に図に反映すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	小型船舶の船外機の外形図を追記した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 60条（SA60H r. 6. 0）」 p. 60-3-8 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1. 0）」 p. 60-補足-49	
221216-12	12	比較表 補足-58) 放射性物質の濃度の算出に係る記載を追加すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	放射性物質の濃度の算出に係る記載を追加した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 60条（SA60H r. 6. 0）」 p. 60-5-2 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1. 0）」 p. 60-補足-58	
221216-13	13	比較表 補足-65など) 小数点の考え方と記載について、先行審査実績を踏まえて検討すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	先行審査実績を踏まえ、表示可能な桁数を考慮した数値を記載した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 60条（SA60H r. 6. 0）」 p. 60-5-9 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 補足説明資料 比較表 60条（SA60H-9 r. 1. 0）」 p. 60-補足-65	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221216-14	14	比較表 補足-155) モニタリングポスト7の位置について、防潮堤と道路との関係が分かり難いので、記載を適正化すること。(写真等を用いる工夫をする。)	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	防潮堤、モニタリングポスト及び道路の位置関係が分かるよう、写真を追加した。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r. 6. 0)」 p. 60-6-72 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 1. 0)」 p. 60-補足-157	
221216-15	15	比較表 2ページ, 補足-87) 「モニタリングポスト」及び”モニタリングステーションが機能喪失した場合”の記載について、比「及び」で良いのか、「又は」が良いか確認し、統一すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	以下の考え方で記載を行っている。 ・可搬型モニタリングポストの個数が十分であることを示す文章では、いずれも機能喪失した場合を表現しており、「及び」を用いる。 ・一方、代替として可搬型モニタリングポストを使用することのみを示す文章では、いずれかの設備が機能喪失した場合を表現するため、「又は」を用いる。		
221216-16	16	比較表 3ページ, 補足-90) 「ダスト・よう素サンプラ」及び”ダスト・よう素測定装置”の記載について、「及び」で良いのか、「又は」が良いか確認し、統一すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	補足-90に記載している「又は」が適切であるため比較表3ページ及びまとめ資料2ページの記載を修正した。	第443回ヒアリング 資料7-1-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60 r. 6. 0)」 p. 60-2 第443回ヒアリング 資料7-2-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r. 6. 0)」 p. 60-3	
221216-17	17	比較表 補足-78) 図番が文章中の記載と整合していないので、適正化すること。(「第1. 1. 1図」⇒「第1. 1- 1図」)	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	1. 1. 1項の図表を示すため、「第1. 1. 1表」及び「第1. 1. 1図」を正として表名称を修正した(女川と同様の整理)。	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r. 6. 0)」 p. 60-6-1 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 1. 0)」 p. 60-補足-78	
221216-18	18	比較表 補足-160) 「泊原子力発電所」の記載について、適正化すること。	R4. 12. 16	回答済	R5. 1. 31 ヒアリング	記載を適正化した。 (泊原子力発電所3号炉 ⇒ 泊発電所3号炉)	第443回ヒアリング 資料7-1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r. 6. 0)」 p. 60-6-77 第443回ヒアリング 資料7-2-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 1. 0)」 p. 60-補足-162	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230131-16	19	まとめ 60-15ページ) 代替の可搬型気象設備の設置に関して、気象観測所にアクセスできない場合の設置場所がわかるよう、資料に記載し説明すること。	R5. 1. 31	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	設置場所図に気象観測所にアクセスできない場合の設置場所を記載した。また、関連する図面に同様の修正を反映した。	第481回ヒアリング 資料9-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.17 監視測定設備【60条】(SA60 r.7.0)』 p.60-15 第481回ヒアリング 資料9-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.8.0)』 p.60-2-4 p.60-6-29 p.60-7-3 第481回ヒアリング 資料9-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r.7.0)』 p.60-23 第481回ヒアリング 資料9-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.2.0)』 p.60-補足-21 p.60-補足-79,80 p.60-補足-167	
230131-17	20	まとめ 60-7-3ページ) 気象観測所にアクセスできない場合の可搬型気象設備の設置場所について、気象観測所で測定した場合のデータとの整合性を考慮し、妥当性を説明すること。	R5. 1. 31	回答済	R5. 3. 31 ヒアリング	気象観測所にアクセスできない場合の可搬型気象観測設備の設置場所は、アクセスルートの設定を踏まえ、51m倉庫・車庫エリア付近を選定した。選定に当たっては、気象観測所と同様に「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に記載の条件を満たす場所とすることで、妥当性を示すとともに気象観測所での測定データとの整合性を考慮した。	第481回ヒアリング 資料9-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.8.0)』 p.60-6-40~42 第481回ヒアリング 資料9-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.2.0)』 p.60-補足-91~93	
230331-08	21	3ページ) 設置後の計測への影響において、クラウドのどの部分が遮られるのか、また、防潮堤があることでどの程度遮られるかの考察を別資料にて説明すること。	R5. 3. 31	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	p60-6-75の第5図において、防潮堤と可搬型モニタリングポストの位置関係を示し、防潮堤により見えなくなる角度は11°程度であり、影響が小さいことを記載した。	第488回ヒアリング 資料8-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.9.0)』 p.60-6-75 第488回ヒアリング 資料8-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.3.0)』 p.60-補足-134	
230331-09	22	3ページ) 防潮堤の内側に可搬型モニタリングポストを設置する場合の、防潮堤からの隔離距離がわかる図面を作成の上、規格等も含めて、その設置場所の妥当性を説明すること。	R5. 3. 31	回答済	R5. 4. 11 ヒアリング	p60-6-74においてモニタリング指針での記載を引用し、その記載の通りバックグラウンド放射線についての影響を検討したことを記載した上で、隔離距離として12m以上を確保する旨を記載した。また、p60-6-75の第5図において防潮堤からの隔離距離がわかるよう記載を追加した。	第488回ヒアリング 資料8-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r.9.0)』 p.60-6-74,75 第488回ヒアリング 資料8-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r.3.0)』 p.60-補足-132~134	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。